

# 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
10月号

社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP: <http://www.srseki.info>



(コスモス)

## 東京の最低賃金 時間額で850円に

各都道府県の最低賃金（時給）を決定する地方最低賃金審議会が今年の引き上げ額の答申が出されました。東京の最低賃金は1時間850円で、本年10月1日より発効します。東京都内の事業所の使用者は、この最低賃金以上の賃金をパートタイマー・アルバイト含むすべての労働者に支払わなければなりません。月給制、日給制、時間給制等すべての給与形態にこの「時間額」が適用されます。

今回の改定は、「貧困と格差を打開するため生活保護と競いあう水準を脱する水準の実現」が焦点となりました。厚生労働省の調査では、最低賃金額が生活保護費を下回るどころが11都道府県で認められましたが、5府県（青森県、埼玉県、千葉県、京都府、兵庫県）で解消されました。一方、6都道府県（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、大阪府、広島県）では解消されず持ち越しとなりました。

これまで、全国最低となっていた岩手県と沖縄県は、8円引き上げて653円として全国最低を脱し、改定後は島根県と高知県が全国最低652円となります。また、

今回の改定で800円を超えたのは、東京都、神奈川県、大阪府になっています。

都道府県名	最低賃金時間額【円】	
	改定	従前
北海道	719	-705
青森	654	-647
岩手	653	-645
宮城	685	-675
秋田	654	-647
山形	654	-647
福島	664	-658
茨城	699	-692
栃木	705	-700
群馬	696	-690
埼玉	771	-759
千葉	756	-748
東京	850	-837
神奈川	849	-836
新潟	689	-683
富山	700	-692
石川	693	-687
福井	690	-684
山梨	695	-690
長野	700	-694
岐阜	713	-707
静岡	735	-728
愛知	758	-750
三重	724	-717

都道府県名	最低賃金時間額【円】	
	改定	従前
滋賀	716	-709
京都	759	-751
大阪	800	-786
兵庫	749	-739
奈良	699	-693
和歌山	690	-685
鳥取	653	-646
島根	652	-646
岡山	691	-685
広島	719	-710
山口	690	-684
徳島	654	-647
香川	674	-667
愛媛	654	-647
高知	652	-645
福岡	701	-695
佐賀	653	-646
長崎	653	-646
熊本	653	-647
大分	653	-647
宮崎	653	-646
鹿児島	654	-647
沖縄	653	-645
加重平均	749	-737

# 国民年金10年さかのぼり後納制度

## 10月から3年間に限って

これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納めることができませんでした。しかし、法改正によりこの10月より3年間に限って過去10年以内であれば納めることが可能になりました。この後納制度を利用することにより、年金額が増え、無年金が解消できる場合があります。日本年金機構は過去10年以内に未納がある1,700万人に後納制度の通知を発送しています。

### ◆無年金の特例任意加入者にお勧め

保険料納付期間（カラ期間含め25年）を満たさないため65歳以降も任意加入している人は、後納制度を利用した方がよさそうです。国民年金は20歳から60歳まで加入する制度です。しかし、40年間の全期間、保険料を納められず満額の年金（年額約80万円＝月額約6.6万円）を受け取れないときは65歳まで任意加入して年金額を増やすことができます。

さらに、65歳の時点で25年の資格要件を満たさない場合には、最長70歳まで（25年の受給資格期間を満たすまで）特例で任意加入することができます。

例えば、65歳の自営業者で国民年金の保険料納付期間が20年、55歳から5年間未納がある場合には5年間任意加入して保険料を納めなければなりません。しかし、後納制度で5年間分の保険料（約88万円）を納めれば、すぐに年金受給権が得られ、年約49万円の国民年金を受給できます。1年10か月受給すれば、保険料納付額を上回るようになります。

任意加入は月ごとにしか保険料を払えませんが、後納制度は過去の未納分を一括して支払えるので受給権を得られる場合は、その期間が早くなります。厚生年金期間のある人はその期間の厚生年金が支給されるためさらに有利です。

### ◆9年間受給すれば回収可能

保険料後納で年金額を増やすことができますが、2009年度以前の保険料は加

算金がついて月額1万5千円になります。そのため、高い保険料を支払ってでも得なのかという質問が数多く寄せられています。その人の寿命により損か得かは判断できませんが、国民年金の場合、約9年間受給すれば納付額分を回収できます。

1年分（約18万円）を後納すると、国民年金は年約2万円増えます。ですから、約9年（18万円÷2万円＝9）で保険料を回収することができる計算です。

65歳から受給することができる人なら75歳以上長生きすれば受給額の方が納付額より上回るようになります。

### ◆後納制度で注意を要すること

①納付期限が10年に限られていることです。2002年10月分の保険料納付期限は今年の10月末です。納付期限までに実際に保険料を納付しないと未納のままになります。

②老齢基礎年金を受給している人は対象外で、65歳以上の人は25年の受給資格を満たした時点で後納できなくなります。

③年金の受給資格期間について、これまでの25年を10年に短縮する法律がこの8月10日に成立し、消費税の引き上げ時期（第2段階）に合わせ、平成27年10月より10年で受給権が得られることになっています。保険料納付期間が10年あれば年金が支給されるようになることも考慮することが必要です。

# 雇用調整助成金の支給要件が変更

平成 24 年 10 月 1 日以降開始分から

売上高や生産量が減少に伴い、従業員の休業や出向・教育訓練を行った事業主に対し、休業手当等賃金の一部を助成し、失業の予防を目的とする雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)の支給要件が

10月1日以降開始する申請から変更になり、要件が厳しくなりました。9月末までに申請したものについては年間期間終了まで現行制度が維持されます。

## ①生産量要件の変更

現 行	➔	助成金利用開始日を 平成 24 年 10 月 1 日以降に設定する申請から
最近 3 か月の生産量又は売上高が、その直前の 3 か月又は前年同期と比べ 5%以上減少している。		最近 3 か月の生産量又は売上高が、 <b>前年同期と比べ、10%以上減少</b> している。 (中小企業で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が必要になります。)

## ②支給限度日数の変更

現 行	➔	助成金利用開始日を 平成 24 年 10 月 1 日以降に設定する申請から								
3年間で300日 (1年間の制限なし)		1年間で100日 (3年間で300日)								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">① H22.10.1 ~23.9.30</td> <td style="text-align: center;">② H23.10.1 ~24.9.30</td> <td style="text-align: center;">③ H24.10.1~ 25.9.30</td> </tr> <tr> <td>【例1】過去2年間に50日ずつ利用した場合</td> <td style="text-align: center;">50日</td> <td style="text-align: center;">50日</td> <td style="text-align: center;">100日 (従来200日)</td> </tr> </table>		① H22.10.1 ~23.9.30	② H23.10.1 ~24.9.30	③ H24.10.1~ 25.9.30	【例1】過去2年間に50日ずつ利用した場合	50日	50日	100日 (従来200日)
			① H22.10.1 ~23.9.30	② H23.10.1 ~24.9.30	③ H24.10.1~ 25.9.30					
【例1】過去2年間に50日ずつ利用した場合	50日	50日	100日 (従来200日)							
助成金利用開始日を 平成 25 年 10 月 1 日以降に設定する申請から										
		1年間100日 (3年間で150日) (上記例1と2の場合、②+③が150日以上となるためH25.10.1から利用できなくなります。)								

## ③教育訓練費(事業所内訓練)の変更(一人1日当たりの加算額の変更)

現 行	➔	助成金利用開始日を 平成 24 年 10 月 1 日以降に設定する申請から
雇用調整助成金 2,000円		雇用調整助成金 1,000円
中小企業緊急雇用安定助成金 3,000円		中小企業緊急雇用安定助成金 2,000円

**●厚生年金基金の廃止を検討へ**

厚生労働省は、AIJ 投資顧問による企業年金消失問題を受け、将来的には厚生年金基金制度自体を廃止する考えを示した。基金などの反対も根強く、廃止する場合であっても数年以上かかる見込み。(9月28日)

**●民間企業の給与 409 万円で 2 年ぶりに減少**

国税庁が「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、企業に勤める会社員やパート従業員が 2011 年に受け取った給与の平均が 409 万円（前年比 3 万円減）だったことがわかった。専門家は、「東日本大震災や原発事故に伴う節電の影響により残業時間が減少した」と分析している。(9月28日)

**●健保被扶養者 請負作業中の保険適用検討**

小宮山厚生労働大臣は、健康保険の被扶養者が、請負契約での作業中にけがをした場合、保険が適用されず治療費が全額自己負担になるケースがあるとして、救済する制度の新設を検討する方針を明らかにした。(9月25日)

**●現役世代の 7 割が「公的年金に不安」**

厚生労働省が 2010 年「社会保障を支える世代に関する意識等調査」の結果を発表し、老後の年金額について、現役世代の 7 割以上が不安を感じていることがわかった。年代が上がるにつれ、不安感を持つ人の割合が増加した。(9月24日)

**●「勤労者 心の電話相談」相談件数が最多**

独立行政法人労働者健康福祉機構は、2011 年度における「勤労者 心の電話相談室」への相談件数が 2 万 9,209 件（前年度比 1,391 件増）で過去最多を更新したと発

表した。同機構では、雇用環境の悪化と震災の影響による失業で、将来に不安を感じる人が増加したことが要因とみている。(9月18日)

**●病院に「たばこ相談員」配置の方針**

厚生労働省は、禁煙を指導するアドバイザーとなる「たばこ相談員」を全国のがん診療提携拠点病院（397 病院）に配置する方針を明らかにした。禁煙に関する指導のほか、病院の禁煙外来の紹介などを行うもの。政府は 2010 年度に 19.5%だった喫煙率を 2022 年度までに 12%に引き下げたい考え。(9月18日)

**●非正規労働者が 46 万人増**

厚生労働省が 2012 年版「労働経済の分析」（労働経済白書）を発表し、2011 年の非正規労働者数が 1,802 万人（前年比 46 万人増）となり、雇用者全体の 35.1%（同 0.7 ポイント増）となったことがわかった。同省では、「求職者支援制度を充実させ、正規雇用への道を開く政策が重要」と指摘している。(9月17日)

**●65 歳以上の人口が初の 3,000 万人超え**

総務省が、敬老の日に合わせて高齢者の人口推計を発表し、65 歳以上の人口が 3,074 万人（前年比 102 万人増）となりはじめて 3,000 万人を超え、総人口に占める割合が 24.1%に達したことがわかった。1947 年以降に生まれた「団塊の世代」が 65 歳に到達し始めたため、今後も増え続ける見通し。(9月17日)